第四百三十二号

十二月七日

日

木

令和五年

○道路の区域変更(二件)…………………………………………………………七○三

○指定納付受託者の指定………………………………………………七○三

目

次

示

○開発行為に関する工事の完了について(二件)…………………………………七○五○大規模小売店舗の新設に関する届出…………………………………七○四

公安委員会

○技能検定員等審査の実施…………

告 示

山梨県告示第二百八十七号

より、次のとおり指定納付受託者を指定した。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定に

令和五年十二月七日

太郎

指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 SBペイメントサービス株式会

一 指定納付受託者を指定した日 令和五年十一月十日

指定納付受託者に代理納付させる歳入(クレジットカード、 電子マネー又QRコー

ド決済を利用して納付する山梨県立考古博物館の使用料 指定納付受託者が代理納付の対象とするクレジットカード、電子マネー又はQR

コード決済の種類

VISA

Щ

梨県公

山梨県知事 長 崎 幸

東京都港区海岸一丁目七番一号

次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

Mastercard

2 次に掲げる電子マネー

曜 交通系IC

i D W A O N

次に掲げるQRコー

P a y P a y

a u P a y

 (\equiv) d 払い

(四) メルペイ

(五) 楽天ペイ A l i p a y

銀聯 Q R

五.

指定納付受託者に代理納付させる期間

令和五年十二月一日から令和六年三月三十

(七) (六) W e C h a t P a y

一日まで

.....七〇五

山梨県告示第二百八十八号

所峡北支所において、この告示の日から令和五年十二月二十八日まで一般の縦覧に供す る。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

令和五年十二月七日

山梨県知事

長

崎

幸

太 郎

路線名 長坂高根線

道路の種類

県道

三 道路の区域

计老计高材置 朴山 東害 字 吉 原一 丑 三 〇 都 一	上方高 艮丁先から	北杜市高根町村山東割字吉原一五二八番一	区間
		旧	の 旧別 新
	ーー・六	一 〇 五 〈	敷地の幅員
		五六・四	延長

地先まで

新

一 〇 五

五六・四

二・七

Ш

山梨県告示第二百八十九号

で一般の縦覧に供する。 設事務所(吉田支所を除く。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道)において、この告示の日から令和五年十二月二十八日ま

令和五年十二月七日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

三 路線名 四日市場上野原線 道路の区域

道路の種類

県道

	上野原市秋山字瀬戸原四八二番一地先まで上野原市秋山字瀬戸原四八一番二地先から	区間
新	旧	の 旧 新
一〇·六~ 一四·九	一 三 一 〇 五 ・ 五	敷地の幅員
一 六 六	一 六 六	延長

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

あったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和五年十二月七日

届出者

氏名又は名称及び法人にあっては |住所

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

株式会社公正屋 代表者の氏名

代表取締役 杉本仁司

山梨県上野原市新田八百七十三番地十

届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 公正屋猿橋店
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名 所在地 山梨県大月市猿橋町殿上字且村四十七番二外十六筆

代表取締役 杉本仁司 株式会社公正屋 代表者の氏名 氏名又は名称及び法人にあっては|住所 山梨県上野原市新田八百七十三番地十

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和六年七月十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百五十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2)収容台数 五十一台

駐輪場の位置及び収容台数 位置 届出の図面のとおり

収容台数 二十六台

(2) (1)

荷さばき施設の位置及び面積

位置 届出の図面のとおり

面積 二百五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 届出の図面のとおり

容量 十七・八一立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(--)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社公正屋	小売業を行う者の氏名又は名称
午前九時	開店時刻
午後九時三十分	閉店時刻

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時ま
- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 数 二箇所
- 位置 届出の図面のとおり
- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 十時まで 午前六時から午後
- 届出年月日 令和五年十一月十五日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一 階 山梨県県民情報

Ŧi. 縦覧期間 この公告の日から令和六年四月八日まで

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年十二月七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一及び三十三番一の区域 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 北杜市白州町下教来石字宮ノ後三十二番
- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊本県熊本市東区小山町千八百四十六番地 熊本県果実農業協同組合連合会 代表理事会長 橋本 明利
- 開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

令和五年十二月七日

山梨県知事 長 幸 太郎

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村平野字向切詰四百九十

Щ

梨県公

報

第四百三十二号

令和五年十二月七日

一番四の区域

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡山中湖村平野五百六番地七百 ふじ企画株式会社 代表取締役 中川 和男

公安委員会

技能検定員等審査の実施

導員審査」という。)を次のとおり実施する。 転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指 検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運 項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第九十九条の二第四

令和五年十二月七日

山梨県公安委員会

委員 長

能検定員審査」及び「教習指導員審査」 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技 許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、 審査の種類
大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、 普通自動車免

- 二 審査日時及び場所
- 1 後五時まで 審査日時 令和六年一月九日(火)から同月十二日(金)までの午前九時から午
- 三 受付期間及び場所 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
- 1 期間 令和五年十二月十八日(月)から十二月二十二日(金)まで
- 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 許課教習所指導係 山梨県警察本部交通部運転免

几 審查内容

- 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識
- 2 教習指導員審查 教習に関する技能及び知識
- Ħ. 審査手数料
- 1 技能検定員審査
- 大型自動車免許、 中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
- (\Box) (-)普通自動車免許 万九千五百円

	請すること。
	では、著述糸目の夕勝寺に、夕勝書当者であることを記りでえせのを液作し、自
	言うであることが正月かるものとなけて、
	は教習指導員資格者証を提示すること。
	する者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようと
	るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。
	2 お前校定員審査又に参習指導員審査を受けようとする者に「審査申請書を提出す
	(電話○五五-二八五-○五三三(内線五九二))に問い合わせること。
	1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課
	六。その他
	なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。
	万二千四百五十円
	叨 大型自助車將二重充午、中型自助車將二重充午及び普通自助車將二重充午
	許 九千六百五十円
	・ 一、元、子、子、目、三、子、子、日、三、子、、子、日、三、、、子、日、三、二、年、三、子、子、日、三、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二
	三、大型等殊自動車免許、大型自動二論車免許、普通自動二論車免許及びすん引免
	〔〕 普通自動車免許 一万千八百五十円
) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
	2 教習指導員審査
	万千五百円
	(アープ型自動する)二種分割 ・ 中型自動する 二種分割 アンガー 単一 アープ アンガー 一世 日本
	「一つ」「一つ)」「「一
	許 一万四千七百円
	(三) 大型特殊自動車免許。大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及ひけん引免
· (;)	1 多 里 /3 幸 一 参り正二一二号 一 2 禾豆を一二月十日

発行者